

## 身体障害者手帳の再申請について

身体障害者手帳の申請手続きについて、窓口にお越しになることが難しい場合には、郵送での提出も受け付けております。

つきましては、次の書類①～⑤を揃えて郵送くださいますようお願いいたします。

### 【提出をお願いしたいもの】

- ① 身体障害者手帳再交付申請書（氏名、生年月日、住所（居住地）、個人番号、電話番号の記入をお願いします）
  - ② 身体障害者診断書・意見書（県が指定する医師が作成したもの）
    - ※1 診断書の有効期限は、おおむね3か月以内です。
    - ※2 申請後、診断書の写しをお渡しすることはできません。必要な方は事前にコピーをとってください。
    - ※3 破損または紛失による再交付申請の場合は、診断書・意見書は不要です。
  - ③ 顔写真（1枚：たて4cm×よこ3cm）
    - ※お名前、ご住所を裏面にご記入ください。
    - ※場合によっては、お預かりできない写真もございます。
    - 詳細は裏面をご確認ください。
  - ④ **【交付通知送付先・受け取り窓口確認書】**…この用紙の裏面
  - ⑤ 身体障害者手帳をお持ちの方は身体障害者手帳のコピー（氏名・写真・障害名の記載のある見開きのページと、備考欄にサービスについての印や貼付があればそのページも） ※コピーができない場合は結構です
- ①～⑤を封筒へ入れ、下記送付先へ郵送ください。

### 【注意】

- 1 身体障害者手帳の申請日は、申請書類が障害福祉課に届いた日となります。
- 2 診断書の等級通りに認定にならない場合もありますのでご承知おきください。手帳の作成まで、おおむね2週間から1か月程度かかります。手帳が出来上がりましたら、受け取りに関する通知をお送りいたします。  
手帳の受け取りの際は、制度・サービス等のご説明や申請手続等もございますので、こちらから送られる通知文に記載してあるものをお持ちいただき、お時間に余裕をもってお越しください。
- 3 手帳は、原則、窓口での受け取りをお願いしております。
- 4 申請・審査・交付につきましてご不明な点は、下記までお問い合わせ下さい。

※郵送事故についての責任は負いかねます。簡易書留等の配達記録が残る形をお勧めいたします。

#### 【お問い合わせ先・送付先】

〒371-0014  
前橋市朝日町三丁目 36 番 17 号  
前橋市保健所 1 階  
障害福祉課 福祉サービス係  
電話番号：027-220-5711(直通)

## 【交付通知送付先・受け取り窓口確認書】

住所〒  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

← 交付通知送付先

※通知送付で使用いたします。  
誤送を防ぐため丁寧にご記入ください。

宛名 \_\_\_\_\_ 様

電話 \_\_\_\_\_ (日中連絡の取れる番号をご記入ください。)

申請者との関係 \_\_\_\_\_

受け取り窓口 ※ご希望の受け取り窓口を○で囲んでください。

障害福祉課 ・ 大胡支所 ・ 宮城支所 ・ 粕川支所 ・ 富士見支所

### 【提出いただく写真について】

◎大きさがたて4cm×よこ3cmで、上半身が写っており、1年以内に撮影したもの。

◎本人を証明するものとして手帳に貼付しますので、下記のことにご注意ください。

#### 使用できない写真（例）

- ・サングラスや帽子、マスクなどをつけているもの
- ・他の人が写りこんでいるもの（集合写真等）
- ・デジタルカメラの映像を普通紙に印刷したもの
- ・ポラロイドカメラで撮影したもの
- ・その他本人の顔が判別できないもの

※提出いただいた写真の使用が難しい場合には、連絡をさせていただくことがあります。